告示

○国家公安委員会告示第十九号

平成二十八年国家公安委員会告示第十八号（国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第六条第一項及び第二項の規定に基づき対象原子力事業所等を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成三十年五月二十五日　国家公安委員会委員長　小此木八郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
十九　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構　新型転換炉原型炉ふげん	十九　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構　原子炉廃止措置研究開発センター
二十二　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構　大洗研究所	二十二　国立研究開発法人日本原子力研究開発機構　大洗研究開発センター

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○総務省告示第百七十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成三十年五月二十五日

総務大臣　野田　聖子

一　名称　平成三十年度日米共同訓練（アラスカ州フェアバンクス）実施部隊

二　国外派遣期間　平成三十年五月二十八日から平成三十年六月二十九日まで

三　派遣人数（概数）　百五十人程度

四　派遣地域　アメリカ合衆国アラスカ州アンカレッジ

○総務省告示第百七十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成三十年五月二十五日

総務大臣　野田　聖子

一　名称　平成三十年度日米共同訓練（アラスカ州アンカレッジ）実施部隊

二　国外派遣期間　平成三十年五月二十八日から平成三十年六月二十九日まで

三　派遣人数（概数）　百五十人程度

四　派遣地域　アメリカ合衆国アラスカ州アンカレッジ

○総務省告示第百七十六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成三十年五月二十五日

総務大臣　野田　聖子

一　名称　平成三十年度米国における米陸軍との実動訓練部隊

二　国外派遣期間　平成三十年五月二十八日から平成三十年六月三十日まで

三　派遣人数（概数）　百十人程度

四　派遣地域　アメリカ合衆国アラスカ州

○法務省告示第百五十一号

静岡県賀茂郡松崎町役場保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成三十年六月二十五日までに、同町長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、松崎町役場又は静岡地方法務局下田支局に照会すること。

平成三十年五月二十五日

法務大臣　上川　陽子

静岡県賀茂郡松崎町宮内二百九十三番地　菅井　もん

○法務省告示第百五十二号

福岡県田川郡福智町役場保存の次の除籍が滅失した。

平成三十年五月二十五日

法務大臣　上川　陽子

福岡県田川郡方城村大字伊方三千五百六十四番地　髙鍋甚五郎

○財務省告示第百三十七号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成三十年四月十九日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成三十年五月二十五日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（物価連動・十年）	第二十回	五十億円	百五円二十一銭
〃	〃	三十億円	百五円二十五銭
〃	〃	六十一億円	百五円二十六銭
〃	〃	二十三億円	百五円二十七銭
〃	第二十一回	三十億円	百五円八十一銭
〃	第二十二回	七億円	百六円二十七銭
合計		二百一億円	

○厚生労働省告示第二百三十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関について、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十一号）第三条第二項の規定により、その名称、住所、試験検査を行う事業所の所在地を次のとおり変更した旨の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成三十年五月二十五日

厚生労働大臣　加藤　勝信

○法務省告示第百五十三号

京都市下京区役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成三十年五月二十五日

法務大臣　上川　陽子

京都市下京区若宮通御前通下ル鍵屋町六百三十三、六百三十六、六百三十九番合地　橋本　友吉

○法務省告示第百五十四号

北海道旭川市役所保存の次の除籍の一部が滅失した。

平成三十年五月二十五日

法務大臣　上川　陽子

北海道上川郡旭川町常盤通中島共有地　福田仁三郎

○法務省告示第百五十五号

北海道枝幸郡浜頓別町役場保存の次の原戸籍の一部が滅失した。

平成三十年五月二十五日

法務大臣　上川　陽子

北海道枝幸郡浜頓別町字頓別番外地　矢田　政吉